

新規事業の実施補助について

活動団体・ボランティアグループ用

新規事業の目的

新規事業は、地域の様々な福祉課題の解決に向けた、活動団体・ボランティア団体（以下団体等という）の新しい取り組みを支援し、団体等による安心して暮らせるまちづくり活動を推進することを目的としています。

新規事業とは？

貴団体等が**現在まで取り組んでいない新たな事業**です。地域の福祉課題解決をテーマに取り組みを進めていただきます。下記の取り組み以外にも自由な発想で企画してください。（小地域福祉委員会等および自治会は対象外。詳細は当該要綱を参照）

新規事業例

事例1

【自治会を超えた範囲での

居場所づくりやコミュニティビジネス】



- 活動拠点で調理を行い、各自治会館へ届けることで自治会での居場所づくりを支援する
- 高齢者、障がいのある方を含めて買物などをはじめとした各種生活支援等

事例2

【団体等活動の活性化】

- 会員等増加に関する取り組み



会員等の増加を目的に、募集の工夫や魅力的な事業の創設など

- 会員増加目標人数を設定し、取り組みを計画・実施

事例3

【子育て支援・学習支援に関する取り組み】

- 子育てサロン・子育てサークル等立ち上げ
- 学習支援に関する取り組み
- 子ども服やおもちゃのリサイクル等の取り組み



- 自治会を超えた範囲での活動の展開

事例4

【自治会を超えた範囲での介護予防教室】

- いきいき介護予防教室を開催し、体操やウォーキング、筋トレ等を展開



- プログラムを作成し介護予防の取り組みを計画・実施

※新たな取り組みに必要な備品購入にも使用可能。

新規事業補助金

1年目：総額30万円 2年目：総額15万円 3年目：総額10万円
毎年度3団体まで（最長3年間） 総事業費の3/4を上限とします。
申請書提出期限は6月末日（申請後、審査があります）

居場所継続支援補助について

※令和6年度が最終年度になります

居場所継続支援の目的

地域の大切な居場所づくりをされている団体が長く活動を継続いただけるように応援していくことを目的としています。

居場所継続支援とは？

これからも居場所を継続して開催いただけるように**居場所継続に必要な備品の修繕・購入**に充てていただける費用について補助させていただきます。

居場所継続支援例

例1

【会場の備品購入】

- エアコン購入



夏の熱中症対策と冬場の寒さ対策のために故障中のエアコンを買い替え

例2



【活動に必要な備品修繕】

- 食事、お話し等に使用する机・椅子の修繕

年月が経ち居場所活動に必要な机や椅子の修繕を地元大工に依頼

補助金

採択数：毎年度5団体まで 限度額：5万円 補助対象：備品整備や修繕の費用
補助率：総事業費の3/4を上限とする。申請書提出期限は6月末日

※過去5年間居場所を毎月実施している団体に限る。（申請後審査があります。）

※過去5年から現在までで地域お茶の間創造事業補助金を受けている団体は除く。

※同一団体で複数回申請できるが、補助総額は限度額以内とする。